

# 国立大学法人富山大学専門業務職員規則

令和6年8月6日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第21条第2項の規定に基づき、専門業務職員に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、専門業務職員とは、専門的知識又は業務経験を有する高年齢者の雇用を促進するため、任期を定めて雇用する年齢60歳以上の者をいう。

(任期等)

第3条 専門業務職員の任期は、5年を超えない範囲内で定めるものとする。

2 専門業務職員の任期は、必要に応じて更新することができるものとし、更新の限度は、当初の雇用開始の日（本学において平成25年4月1日以降に締結された有期労働契約の契約期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている契約期間を除く。）の開始日をいう。）から5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が業務の都合により特に必要と認めた場合に限り、任期は当初の雇用開始の日から5年を超えて更新することができるものとする。

4 前2項により任期を更新する場合、更新後の任期は1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和6年8月6日から施行する。

2 第2条の「専門的知識又は業務経験」は、当分の間「施設系の専門的知識又は業務経験」とする。